

事務連絡
令和6年7月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0731 第 1 号
令和 6 年 7 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 8 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

別表のⅡの133(3)③イ i 中の「及び200cm以上のカテーテル長」を「及び必要なカテーテル長」に改める。

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 末梢血管用ステントセット</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 機能区分の定義</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 橈骨動脈穿刺対応型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>i 橈骨動脈から末梢動脈まで送達可能な性能及び<u>必要な</u>カテーテル長を有していること。</p> <p>ii ウに該当しないこと。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)～(23) (略)</p> <p>134～227 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 末梢血管用ステントセット</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 機能区分の定義</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 橈骨動脈穿刺対応型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>i 橈骨動脈から末梢動脈まで送達可能な性能及び <u>200cm</u>以上のカテーテル長を有していること。</p> <p>ii ウに該当しないこと。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)～(23) (略)</p> <p>134～227 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>